

高知県警察ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県警ホームページ 高知県警察（以下「県警察」という。）が管理するホームページをいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の規格等)

第3条 県警ホームページに掲載することができる広告枠の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさは、縦60ピクセル、横216ピクセルとする。
- (2) データ容量は、15キロバイト以下とする。
- (3) ファイルの種類は、PNG、GIF又はJPEGの静止画とする。
- (4) 文字色と背景色とのコントラストを十分に取り、文字が読みやすくなるよう配慮する。
- (5) 文字、イラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。

(広告内容等の制限)

第4条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

- (1) 法令、規則等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (3) 社会問題についての主義・主張
 - (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (6) 第三者を誹謗し、中傷し、又は排斥しようとするもの
 - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (8) 投機心又は射幸心をあおるなど、過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - (9) 個人の氏名広告と認められるもの
 - (10) 公共の安全と秩序の維持に反するなど、県警ホームページに掲載する広告として適当でないと認められるもの
- 2 前項各号に掲げるもののほか、県警ホームページに掲載することが適当でないと認める広告の基準は、高知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が別に定める。

(広告の募集)

第5条 広告は、原則として、県警ホームページにより公募するものとする。

- 2 前項の公募は、広告枠を新たに設けた場合又は広告枠に空きが生じた場合に行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、3月20日までに、別記第1号様式の高知県警察ホームページ広告掲載申込書により、警察本部長に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則、年単位とし、4月15日から翌年3月31日までとする。

(掲載広告の順位)

第8条 掲載する広告は、次の各号の順位により決定する。

- (1) 高知県の施策と密接に関係する法人及び団体の広告
- (2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告
- (3) 公益法人及び公的団体の広告（前2号に掲げるものを除く。）
- (4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
- (5) 私企業又は事業を営む個人であって、県内に事務所、事業所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）
- (6) 前各号に掲げるもの以外の広告

(広告審査会)

第9条 前条の規定により、掲載の申込みがあった広告の内容、広告主等を審査するため、県警察に高知県警察ホームページ広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には警務部総務課長を、委員には委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、広告の内容を審査するとともに、審査に必要があると認める場合は、県警察の関係所属長に調査を依頼し、又は審査会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 4 審査会の庶務は、警務部総務課において処理する。

(掲載広告の決定)

第10条 警察本部長は、第6条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、審査会による審査を経て、掲載する可否を決定するものとする。

- 2 県警察は、前項の規定により掲載する可否を決定したときは、別記第2号様式の高知県警察ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書により当該申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿（画像データを含む。以下同じ。）を自己の負担により作成し、県警察が指定する期日までに県警察に提出するものとする。

- 2 県警察は、前項の規定により提出された広告原稿の内容及びリンク先が第4条第1項各号に該当するものでないこと及びこの要領に違反していないことを確認し、必要に応じて、広告主に対して広告原稿又はリンク先の修正又は変更を求めることができる。
- 3 広告原稿の作成については、この要領に定めるもののほか、必要な事項を別に定める。

(広告掲載料)

第12条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、広告1枠当たり、年額6万円（1か月5,000円、消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- 2 広告掲載料は、広告の掲載費用とし、広告デザイン等の広告作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 広告期間が1か月に満たない場合（4月掲載分を除く。）は、その月の現日数を基礎として日割り計算により算出した額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（広告の掲載）

第13条 県警察は、広告掲載料が納付され、かつ、第11条の規定により提出のあった広告原稿を適当と認めたときは、指定した広告枠に当該広告を掲載するものとする。

（広告掲載の取消し）

第14条 警察本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催促その他の手続を要することなく、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）法令又はこの要領の規定に反すると判断したとき。
- （2）県警ホームページへの広告掲載が不適切であると判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

第15条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、別記第3号様式の高知県警察ホームページ広告掲載取下げ申出書により、警察本部長に申し出なければならない。
- 3 県警察は、前項の規定による広告掲載の取下げの申し出を受けたときは、広告の取下げを受理した日の属する月の翌々月以降の月に係る掲載料を返還するものとする。
- 4 前項の規定により還付する掲載料には、利子は付さない。

（掲載料の返還）

第16条 県警察は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第12条第1項の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、県警察が県警ホームページの運用を一時停止した場合は、その掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が5日を越える場合は、前項の規定に準じて掲載料を返還する。
 - （1）機器等の保守又は工事を行う場合
 - （2）天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- 3 前各項の規定により返還する掲載料には、利子は付さない。

（広告内容等の変更）

第17条 広告主は、広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の15日までに県警察に届け出るとともに、第11条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

- 2 前項の規定により提出された広告原稿に対する修正は、第11条の規定に準ずるものとする。

（リンク先の変更）

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して15日前までに県警察へ届け出るものとする。

（広告主の責務）

第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関

する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第20条 この要領に定めのない事項について疑義を生じた場合は、県警察と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(委任)

第21条 この要領に定めるもののほか、県警ホームページへの広告の掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

高知県警察ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

高知県警察本部長 様

(申込者)

住 所

氏 名

㊟

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。)

高知県警察ホームページに広告を掲載したいので、高知県警察ホームページ広告掲載取扱要領第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、高知県警察ホームページ広告掲載取扱要領に定める内容を遵守します。

記

1 リンク先ホームページの内容

(1) 内容

(2) URL

2 広告の内容

(1) 掲載希望枠数
枠

(2) 掲載希望期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(3) 広告の内容（広告の内容を記入し、又は広告案を添えてください。）

3 連絡先

(1) 担当者氏名：

(2) 電 話：

(3) F A X：

(4) E-mail：

第2号様式（第10条関係）

高知県警察ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日

様

高知県警察本部長

年 月 日付けで申込みがありました高知県警察ホームページへの広告掲載は、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 広告掲載の可否

(1) 決定事項

(2) 決定理由

2 掲載枠数

枠

3 掲載期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 広告の掲載料

第3号様式（第15条関係）

高知県警察ホームページ広告掲載取下げ申出書

年 月 日

高知県警察本部長 様

(申出者)

住 所

氏 名

㊟

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。)

(担当者)

氏 名

電 話

F A X

E-mail

高知県警察ホームページに掲載している広告を取り下げたいので、高知県警察ホームページ広告掲載取扱要領第15条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 取り下げしたい広告

(1) 広告掲載決定年月日

年 月 日

(2) 掲載枠数

枠

(3) 掲載期間

年 月 日

(4) 広告の内容

ア 内容

イ リンク先アドレス

2 取下げ理由

3 取下げ希望年月日

年 月 日